

市第87号議案

横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支
援センターの指定管理者の指定

次のように横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器
支援センターの指定管理者を指定する。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市総合リハ ビリテーション センター、横浜 市反町福祉機器 支援センター、 横浜市泥亀福祉 機器支援センタ ー及び横浜市中 山福祉機器支援 センター	港北区鳥山町1, 770番地	社会福祉法人横浜市リハビリ テーション事業団 理事長 小 出 重 佳	令和4年4月1日か ら令和9年3月31日 まで

提 案 理 由

横浜市総合リハビリテーションセンター等の指定管理者を指定し
たいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）